

加美町公告第15号

加美町新庁舎建設基本設計業務について、委託業者選定のため公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和6年8月7日

加美町長 石 山 敬 貴

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務番号 加庁整委第2号
- (2) 業 務 名 令和6年度 加美町新庁舎建設基本設計業務（仮称）
- (3) 業務場所 加美町字矢越11番地1、12番地から19番地、20番地1から26番地1
- (4) 業務期間 契約の翌日から令和7年3月31日まで
- (5) 業務概要 対象施設 庁舎、車庫、外構整備

上記に係る基本設計業務とする。なお、令和7年度に実施設計業務を予定している。

2 参加資格要件

(1) 建築設計事務所の必要な資格および実績

本プロポーザルに参加を申込み建築設計事務所（以下「参加申込者」という。）の必要な資格および実績は、参加申込日において次の各号に該当するものとする。

ア 参加申込日までに本町の入札参加資格者名簿（業種「建築設計」に限る。）に登録された者であること。

※加美町建設関連業務入札参加資格の登録については、随時登録を可能とする。

手続き等については事務局に確認すること。

イ 宮城県内に本社（店）、支社（店）、営業所があること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領に基づく入札参加指名停止措置を受けていない者であること。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号（以下「建築士法」という。））第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

カ 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てがなされる者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条および加美町暴力団排除条例（平成25年条例第5号）第2条に規定する暴力団および暴力団員等でないこと。

ケ 審査委員会の委員でないこと。および審査委員会の委員が自ら主宰し、または役員もしくは顧問として関係する営利法人や営利組織および当該組織に所属する者でないこと。

コ 実績要件については、次のすべてを満たすものとする。なお、共同企業体としての実績については、代表者として行ったものに限る。

- ・建築設計事務所として、同種または類似施設の業務実績があること。
- ・設計を担当する管理技術者は、同種または類似施設の業務実績があること。

※同種施設の業務実績

- ・用途要件：令和6年国土交通省告示第8号別添二に掲げられている建築物の類型のうち、第四号第2類（庁舎）に掲げられているもの。
- ・規模要件：延床面積 4,000 m²以上
- ・業務内容：国または地方公共団体が発注した業務のうち、上記を満たす新築・改築・増築の基本設計および実施設計の実績
- ・対象期間：過去10年以内（平成26年4月1日以降）に業務を完了したもの

※類似施設の業務実績

類似施設①

- ・用途要件：令和6年国土交通省告示第8号別添二に掲げられている建築物の類型のうち第四号第2類（庁舎）以外のもの。
- ・規模要件：延床面積 6,000 m²以上
- ・業務内容：国または地方公共団体が発注した業務のうち、上記を満たす新築・改築・増築の基本設計および実施設計の実績
- ・対象期間：過去10年以内（平成26年4月1日以降）に業務を完了したもの

類似施設②

- ・用途要件：令和6年国土交通省告示第8号別添二に掲げられている建築物の類型のうち第四号第1類（事務所等）に掲げられているもの。
- ・規模要件：延床面積 6,000 m²以上
- ・業務内容：民間等が発注した業務のうち、上記を満たす新築・改築・増築の基本設計および実施設計の実績
- ・対象期間：過去10年以内（平成26年4月1日以降）に業務を完了したもの

サ 共同企業体での参加を可とする。ただし、構成企業数は、2社以下（代表企業と構成企業の合計最大3社）であること。ただし構成員のうち代表企業となる参加申込者は上記条件を全て満たすこととし、構成企業は上記条件のうちコ以外を満たすこととする。

シ 参加申込者は、他の共同企業体の応募グループに参加することはできない。

(2) 配置予定技術者、協力会社の必要な資格および実績

配置予定技術者に関する要件等については、参加申込日において次の各号に該当するものとする。

ア 配置予定技術者に関する要件は以下のとおりとし、兼任は認めない。また、各技術者は参加申込者（共同企業体を含む）または協力会社に3か月以上の雇用関係を有するものとする。

①管理技術者

- ・一級建築士の資格を有すること。
- ・上記（１）コの実績を1件以上有すること。
- ・参加申込者（共同企業体の場合は代表企業）に所属していること。

②建築（総合）主任技術者

- ・一級建築士の資格を有すること。
- ・管理技術者又は建築設計担当の主任技術者として、上記（１）コの実績を1件以上有すること。
- ・参加申込者（共同企業体の場合は代表企業）に所属していること。

③構造主任技術者

- ・構造設計一級建築士の資格を有すること。
- ・参加申込者（共同企業体を含む）もしくは協力会社に所属していること。

④電気主任技術者

- ・設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有すること。
- ・参加申込者（共同企業体を含む）もしくは協力会社に所属していること。

⑤機械主任技術者

- ・設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有すること。
- ・参加申込者（共同企業体を含む）もしくは協力会社に所属していること。

イ 上記③から⑤の配置予定技術者が協力会社に所属する場合の、協力会社の要件は以下のとおりとする。

ウ 上記（１）に掲げる条件のうち、ウ、エ、カ、キ、ク、ケを満たすこととする。

エ 参加申込者、または他の共同企業体の構成企業、他の参加申込者（共同企業体を含む）の協力会社として本プロポーザルに参加していないこと。

3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、次の日程で行う。

令和6年8月 7日（水）： プロポーザル実施要項の公開

令和6年8月 7日（水）～令和6年9月 6日（金）： 現地視察可能期間

令和6年8月 7日（水）～令和6年8月16日（金）： 参加要件に関する

質問受付期間

令和6年8月 7日（水）～令和6年8月20日（火）： 提案書に関する
質問受付期間
令和6年8月19日（月）： 参加要件に関する質問への回答（本町HPに掲載）
令和6年8月26日（月）： 提案書に関する質問への回答（本町HPに掲載）
令和6年8月16日（金）～令和6年8月22日（木）： 参加申込書の提出期間
令和6年8月28日（水）～令和6年9月 9日（月）： 提案書の提出期間
令和6年9月19日（木）： 第一次審査
令和6年9月20日（金）： 第一次審査結果の通知・公表（加美町HPに掲載）
令和6年10月1日（火）： 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）
令和6年10月7日（月）： 第二次審査結果の通知・公表（加美町HPに掲載）
令和6年10月中旬 ： 基本設計業務契約締結予定

4 実施要項等の配布

実施要項等は、加美町公式ホームページからダウンロードすること。

5 優先交渉権者等の選定について

審査・選定は、加美町新庁舎設計プロポーザル審査委員会が行い、最も高い評価を得た提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、優先交渉権者として選定された者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点候補者と契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「加美町新庁舎設計公募型プロポーザル実施要項」による。

8 問い合わせ先

加美町役場 新庁舎整備室

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

TEL：0229-63-5255

FAX：0229-63-3398

E-Mail：tyousya-seibi@town.kami.miyagi.jp

ホームページ： <http://www.town.kami.miyagi.jp/>